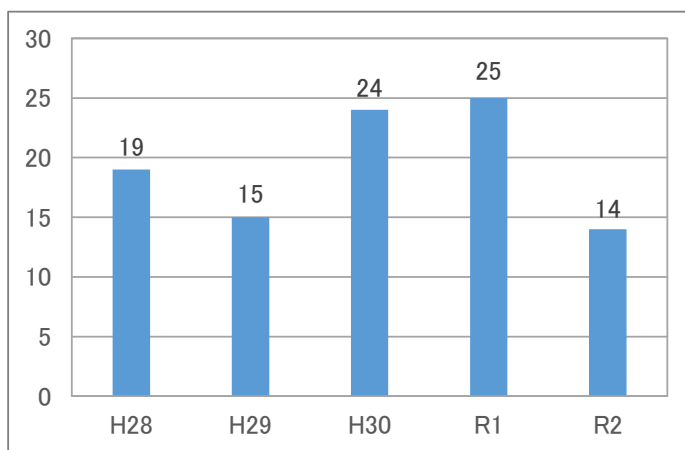


プリペイドカード詐欺注意

現金を使わないキャッシュレス決済が多様化しており、いろいろな支払い方法を選択できるようになりました。中でもプリペイドカードはコンビニや量販店などでさまざまなものが販売されていますが、プリペイドカードを不正に取得しようとする悪質業者とのトラブルが寄せられています。

- ▼何かの未払いがあるという内容のメールが届いた。サイトにアクセスしたところ、プリペイドカードで支払うよう書かれていた。払わなくては行けないか。(20代・女性)
- ▼インターネットを閲覧中、突然アダルトサイトにつながり、クリックした覚えがないのに登録完了との表示が現れた。登録解除のため記載されていた電話番号に電話したところ、コンビニでプリペイドカードを購入し、登録料35万円を支払うよう指示された。(60代・男性)
- ▼自宅のパソコンに突然大手ソフトウェア会社の名前で「ウイルスに感染している」との警告表示が現れた。記載のあった相談窓口で電話をかけたところ、「ウイルス除去作業のため2万円必要」と言われた。指示通りコンビニでプリペイドギフトカードを購入し、カード番号を伝えた。(60代・男性)

近年、プリペイドカードはチャージ（購入）した価値をプリペイドカード発行会社のサーバーで管理する「サーバー型」と呼ばれる種類のもが増えています。記載されているカード番号は現金と同じ価値を持つので、カードの実物がなくてもこの番号だけで利用することができます。この仕組みを悪用して、架空請求やワンクリック請求などでサーバー型のプリペイドカードによる支払いを要求する詐欺業者がいますので、注意してください。



※県内の消費生活相談窓口寄せられたプリペイドカードに関連する相談件数(R2は10月末時点)

プリペイドカードは匿名性の高いカードのため、悪用されても特定しにくく、支払った金額を取り戻すことは困難です。業者から指示されても、プリペイドカードを購入したり、そのカード番号を伝えたりしないようにしましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。